

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第28号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名	称	所管組織	名	称	所管組織
(略)			(略)		
(略)		(略)	(略)		(略)
<u>佐渡警察署</u>			<u>佐渡東警察署</u>		
			<u>佐渡西警察署</u>		
(略)			(略)		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年11月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和元年11月1日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる事務所の令和元年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる事務所において処理するものとする。

佐渡東警察署 佐渡西警察署	佐渡警察署 ”
------------------	------------